大 田 原 市 水 防 計 画

令和７年１月

大 田 原 市 防 災 会 議

目　　次

第１章　総　　則・・・

第１章　総則

１　目的

この計画は、水防法（昭和２４（1949）年法律第１９３号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき、栃木県知事から指定された指定水防管理団体たる大田原市が、同法第３３条第１項の規定に基づき、大田原市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、大田原市の地域に係る河川等の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

２　水防の責任

（１）水防管理団体（大田原市）の責任

市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第３条）。

本市には水防団を置かず、消防団が水防にあたるものとする。

（２）居住者等の義務

①水防への従事（法第２４条）

②水防通信への協力（法第２７条）

（３）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第２５条）

②決壊後の処置（法第２６条）

③水防訓練の実施（法第３２条の２）

④業務の実施等（法第３６条、３７条、３８条）

３　水防計画の作成及び変更

（１）水防計画の作成及び変更

①市は、法第３３条の規定により、栃木県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

②水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、大田原市防災会議に諮らなければならない。

③水防計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、水防計画を知事に届け出なければならない。

④市長は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努める。

（２）水防協議会

本市は、水防協議会を設置しないため、大田原市防災会議条例第２条第２号の規定により、大田原市防災会議により水防計画の策定を行う。

大田原市防災会議委員の構成員は、別表１のとおりとする。

（３）大規模氾濫減災協議会

久慈川・那珂川地域における減災対策協議会及び栃木県減災対策協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取り組みを推進するものとする。

４　安全配慮

水防作業に従事する者（消防職員及び消防団員（以下、「消防機関員」という。）、水防協力団体の構成員等）は、洪水、内水等のいかなる水災においても、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

水防作業に従事する者自身の安全確保のために、次の事項に配慮する。

（１）水防活動時にはライフジャケットを着用する。

（２）水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

（３）水防活動時には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

（４）水防活動は複数人で行う（水門等操作を含む）。

第２章　水防組織

１　水防本部

（１）水防に関係のある警報、注意報、予報等が発せられ、洪水、内水等のおそれがあると認められるとき、又は、市長が水防本部を設置する必要があると認めたときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市に水防本部を置き水防事務を処理するものとする。

　ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合され活動を継続するものとする。

（２）水防本部の事務局は総合政策部危機管理課に置く。

２　水防組織

（１）水防本部の組織は次のとおりとする。

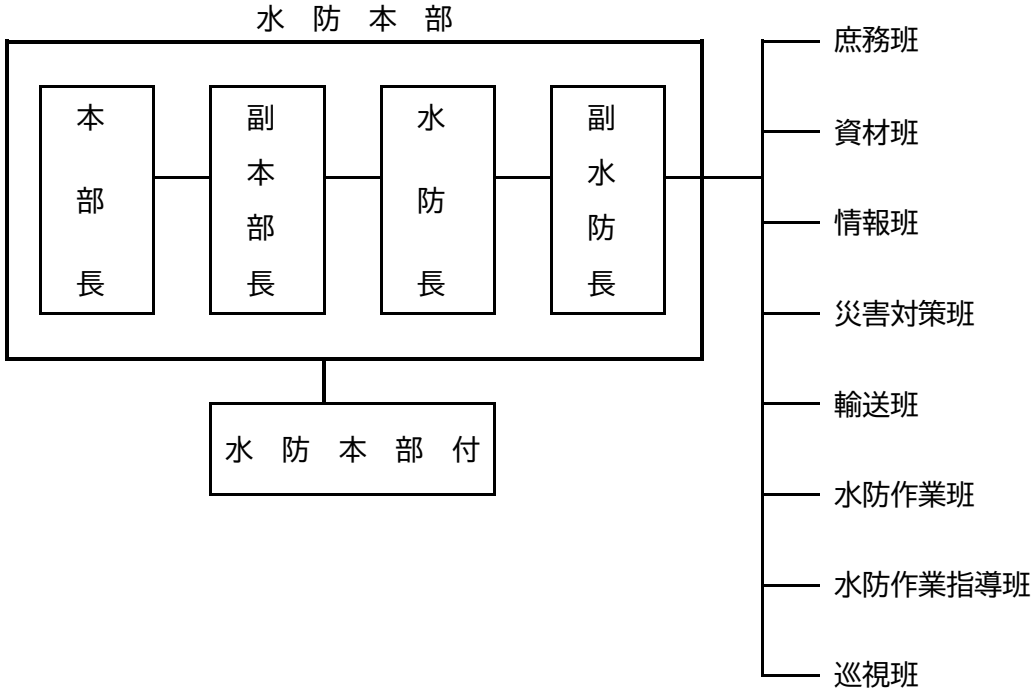

（２）水防本部員の任務分担は別表２のとおりとする。

（３）水防本部各班の事務分担は別表３のとおりとする。

（４）水防本部の活動は第９章によるものとし、配備体制は、別表４のとおりとする。

３　水防配備指令

　市長が管下の水防機関を水防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

（１）市長が、自らの判断により必要と認める場合

（２）水防警報又は水防指令の通知を受けた場合

（３）緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

第３章　監視、警戒及び重要水防箇所

１　監視、警戒

市長は、栃木県知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、または市長、消防団長、消防長が必要と認めたときは、出水前に巡視員を派遣して堤防の巡視にあたらせるものとする。

（１）堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

①堤防の溢水状況

②表法の水当りの強い場所の亀裂または崩壊

③天端の亀裂または沈下

④裏法の漏水、亀裂及び崩壊

⑤樋門の両袖、または底部からの漏水および扉の締り具合

⑥橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

（２）巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、速やかに関係方面に通報するものとする。

２　報告

洪水等に際し、市長は水防機関が出動したとき、または、水防作業を開始したとき、もしくは堤防等の異常を発見したときは、決壊時の処置に準じ、法第２５条の規定により、ただちにその旨を大田原土木事務所および氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体に、通報するものとする。

３　重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の河川法を適用する河川で水防上特に警戒又は防御を要する箇所は、別表５「重要水防箇所評定基準（県）」により、別表６「重要水防箇所一覧」のとおり指定されている。

第４章　予報、警報及び特別警報

１　気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

（１）宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報及び特別警報

宇都宮地方気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を栃木県に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

また、本市における気象注意報、警報、特別警報及び記録的短時間大雨情報の具体的な発表基準は、次のとおりである。

種　類		発　表　基　準
注意報	大　雨	表面雨量指数基準：１２　土壌雨量指数基準：７３
	洪　水	流域雨量指数基準：熊川流域＝１３．８、押川流域＝５．１、松葉川流域＝９．４、 湯坂川流域＝８．８、巻川流域＝３．５、相の川流域＝７．３ 複合基準※：那珂川流域＝（１０、３７）、箒川流域（８、３５） 熊川流域＝（８、１３．８）、押川流域（１０、５．１） 松葉川流域＝（９、７．５）、湯坂川流域＝（６、８．８） 指定河川洪水予報による基準：那珂川［小口］、那珂川上流部［晩翠橋・黒羽］、 箒川［佐久山］、蛇尾川［蛇尾橋］、余笹川［中余笹橋］
警報	大　雨	表面雨量指数基準：１７　土壌雨量指数基準：１２１
	洪　水	流域雨量指数基準：熊川流域＝１７．３、押川流域＝６．４、松葉川流域＝１１．８、 湯坂川流域＝１４、巻川流域＝４．４、相の川流域＝９．２ 複合基準※：那珂川流域＝（１３、４５．９）、熊川流域＝（１３、１５．５） 松葉川流域＝（９、１０．６）、湯坂川流域＝（９、１２．６） 指定河川洪水予報による基準：那珂川［小口］、那珂川上流部［晩翠橋・黒羽］、 箒川［佐久山］、蛇尾川［蛇尾橋］、余笹川［中余笹橋］

大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）	１１０mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1㎞ 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。（常時１０分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね 1㎞ ごとに５段階に色分けして示す情報（常時１０分毎に更新）
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時１０分毎に更新）。

（２）警報等の伝達経路及び手段

市民等への警報等の伝達は、別表７「気象情報等の伝達手段」により行う。

＜気象注意報・警報の伝達経路＞

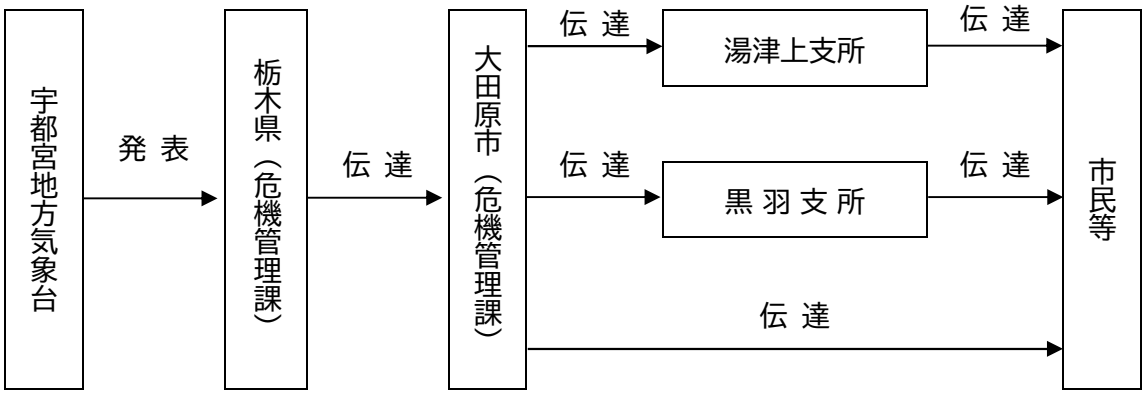

２　洪水予報河川における洪水予報

（１）洪水予報の種類及び発表基準

栃木県知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市町長にその通知に係る事項を通知する。

洪水予報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題〔洪水予報の種類〕	発表の基準	市町村・住民に求める行動等
レベル５	○○川 氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
レベル４	○○川 氾濫危険情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	・市町村は避難指示の発令を判断。
レベル３	○○川 氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・市町村は高齢者等避難の発令を判断。
レベル２	○○川 氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル１	（発表なし）	水防団待機水位。	・水防団待機。

※解除：氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

（２）国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

①国が指定して洪水予報を行う河川

法第１０条第２項及び気象業務法第１４条の２第２項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報の発表基準・種類は次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地点の水位または流量を示して発表される。

国が指定した洪水予報河川のうち、本市に係る河川は次のとおりである。

区間名	河川名	区　域	基準水位観測所	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	担当官署
那珂川	那珂川	左岸　栃木県大田原市亀久字大平４１９番４地先から海まで 右岸　栃木県大田原市佐良土字野島２８３５番１地先から海まで	小口	4.00m	5.00m	5.00m	5.50m	常陸河川国道事務所 水戸地方気象台 宇都宮地方気象台
			野口	2.50m	3.50m	4.10m	4.50m	
			水府橋	3.00m	4.00m	5.40m	5.80m	
			—	—	—	—	—	

②洪水予報の伝達経路及び手段

市民等への洪水予報の伝達は、別表８「予警報等の伝達手段」により行う。

＜洪水予報の伝達経路＞

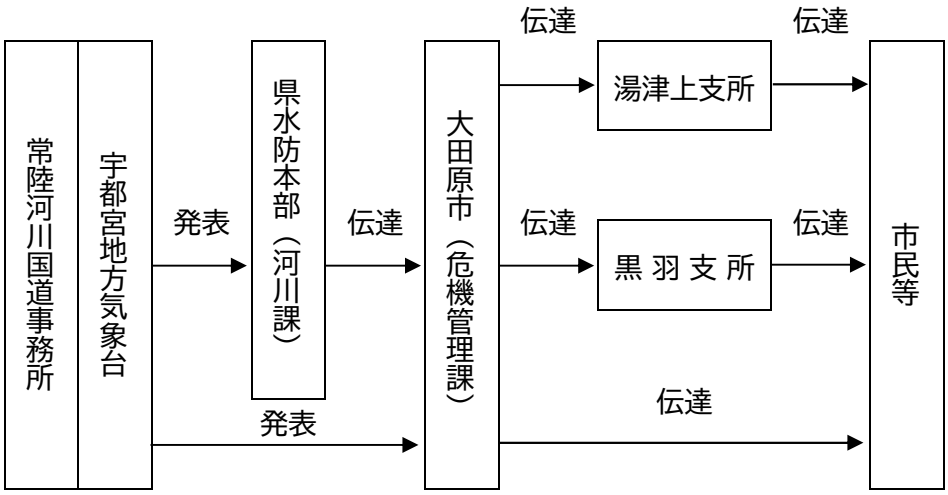

（３）栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

①県が指定して洪水予報を行う河川

法第１１条第１項及び気象業務法第１４条の２第３項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が行う洪水予報の発表基準・種類は次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地減の水位または流量を示して発表される。

県が指定した洪水予報河川のうち、本市に係る河川は次のとおりである。

水系	河川名	区　域	基準観測所	基準水位 水防団待機水位（通報水位）	基準水位 氾濫注意水位（警戒水位）	基準水位 避難判断水位	基準水位 氾濫危険水位（危険水位）	流域内雨量観測所
那珂川水系	那珂川	左岸　那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から大田原市矢倉まで 右岸　那須塩原市鳥野目那珂川橋から大田原市佐良土まで	晩翠橋（黒磯）	2.00m	2.80m	5.00m	5.50m	（気）那須、（気）黒磯 南金丸、両郷、沓掛、芦野 矢の目、鳥野目、那須湯本、板室 沼ツ原、黒尾谷、ロープウェイ 那須共同牧場
			黒羽（国観測所）	2.20m	3.10m	4.40m	5.20m	
	箒川	左岸　大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸　矢板市沢かさね橋から那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山（大田原）	1.90m	2.50m	3.50m	4.00m	佐久山、上ノ原 新湯、塩原ダム 上塩原
	蛇尾川	左岸　那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで 右岸　那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで	蛇尾橋（大田原）	1.70m	2.30m	3.40m	3.90m	（気）大田原 大田原土木 百村 湯宮
	余笹川	左岸　那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から大田原市川田那珂川合流点まで 右岸　那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで	中余笹橋（那須）	1.30m	1.80m	2.30m	2.80m	（気）那須 ロープウェイ 那須共同牧場 那須湯本、沓掛

②洪水予報の伝達経路及び手段

市民等への洪水予報の伝達は、別表８「予警報等の伝達手段」により行う。

＜洪水予報の伝達経路＞

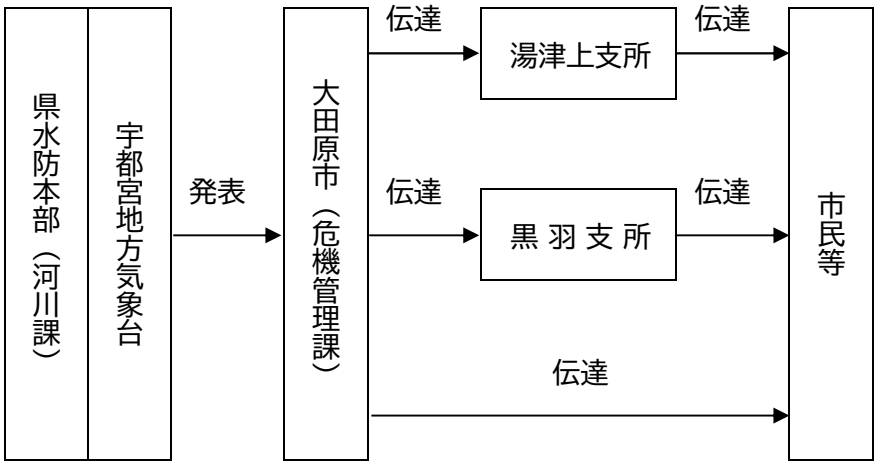

３　水防警報

（１）水防警報の種類及び発表基準

栃木県知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

法第１６条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準	
		国管理河川	県管理河川
待機	１．不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２．水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 または、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。

種類	内容	発表基準	
		国管理河川	県管理河川
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（２）国土交通大臣が行う水防警報

①国が指定して水防警報を行う河川

国が指定した水防警報河川のうち、本市に係る河川は次のとおりである。

河川名	区　域	基準水位観測所	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	発表者
那珂川	左岸　栃木県大田原市 亀久字大平４１９番４地先から 茨城県常陸大宮市 野田字船場１８４６番１地先まで 右岸　栃木県大田原市 佐良土字野島２８３５番１地先から 栃木県芳賀郡茂木町 大字飯野字中川原１５７１番１地先まで	小口	4.00m	5.00m	5.00m	5.50m	常陸河川国道事務所長

②水防警報の伝達経路及び手段

市民等への洪水予報の伝達は、別表８「予警報等の伝達手段」により行う。

＜水防警報の伝達経路＞

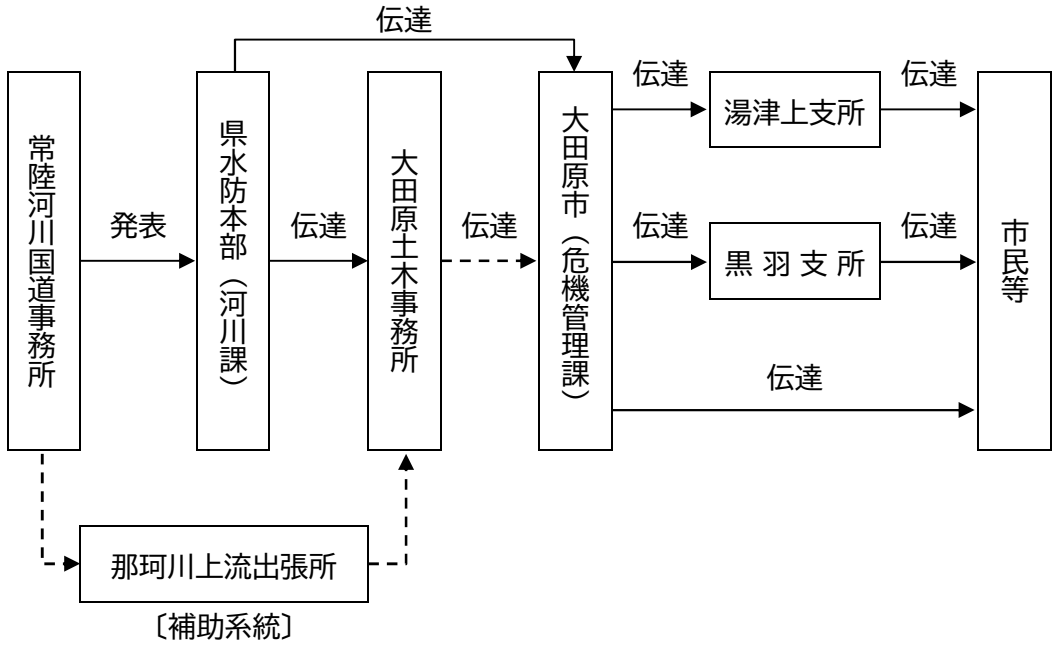

（３）栃木県知事が行う水防警報

①県が指定して水防警報を行う河川

県が指定した水防警報河川のうち、本市に係る河川は次のとおりである。

水系	河川名	区　域	基準水位観測所	基準水位 水防団待機水位（通報水位）	基準水位 氾濫注意水位（警戒水位）	基準水位 避難判断水位	基準水位 氾濫危険水位（危険水位）	流域内雨量観測所
那珂川水系	那珂川	左岸 那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から大田原市矢倉まで	晩翠橋（黒磯）	2.00m	2.80m	5.00m	5.50m	（気）那須（気）黒磯 南金丸、両郷、沓掛、芦野 矢の目、鳥野目、那須湯本、板室 沼ツ原、黒尾谷、ロープウェイ 那須共同牧場
		右岸 那須塩原市鳥野目那珂川橋から大田原市佐良土まで	黒羽（国観測所）	2.20m	3.10m	4.40m	5.20m	
	箒川	左岸 大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸 矢板市沢かさね橋から那須郡那珂川町那珂川合流点まで	佐久山（大田原）	1.90m	2.50m	3.50m	4.00m	佐久山、上ノ原 新湯、塩原ダム 上塩原
	蛇尾川	左岸 那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで 右岸 同上	蛇尾橋（大田原）	1.70m	2.30m	3.40m	3.90m	（気）大田原 大田原土木 百村 湯宮
	余笹川	左岸 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から大田原市川田那珂川合流点まで 右岸 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで	中余笹橋（那須）	1.30m	1.80m	2.30m	2.80m	（気）那須 ロープウェイ 那須共同牧場 那須湯本、沓掛

②水防警報の伝達経路及び手段

市民等への洪水予報の伝達は、別表８「予警報等の伝達手段」により行う。

＜水防警報の伝達経路＞

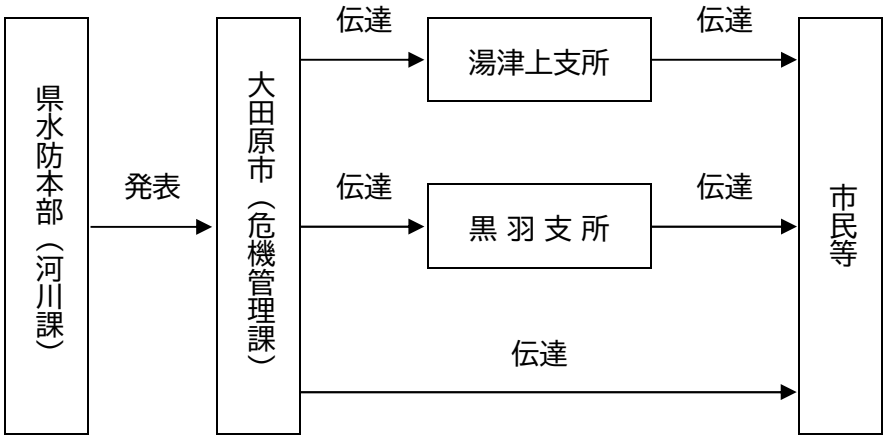

第５章　水位等の観測、通報及び公表

１　水位の観測、通報及び公表

（１）水位観測所

本市には、別表９「水位観測所一覧表」のとおり、県が管理する水位観測所が５箇所、国土交通省が管理する水位観測所が１箇所ある。

（２）水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、量水標等の示す水位が別表９に定める水防団待機水位（指定水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

県は、河川水位・雨量情報システム、及び河川水位・雨量情報電話応答システムにより、水位の状況を水防関係機関に提供する。

（３）水位の公表

①量水標管理者は、量水標等の示す水位が別表９に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

（ア）公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

（イ）公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

（ウ）公表の方法

県は、管理する河川の水位状況及び雨量情報等について、インターネットにより公表する。

②水防本部は、水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、次の方法で、直ちにその水位の状況を公表するものとする。

（ア）公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

（イ）公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

（ウ）公表の方法

県は、管理する河川の水位状況及び雨量情報等について、インターネットにより公表する。

（４）欠測時の措置

①量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関に速やかに周知する。

②欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。

２　雨量の観測、通報

（１）雨量観測所

本市には、別表１０「雨量観測所一覧表」のとおり、県が管理する雨量観測所が５箇所、国土交通省が管理する雨量観測所が２箇所、気象庁が管理する雨量観測所（アメダス）が１箇所ある。

（２）雨量の通報

県は、河川水位・雨量情報システム、及び河川水位・雨量情報電話応答システムにより、雨量の状況を水防関係機関に提供する。

３　水位等の伝達経路

＜水位、雨量の伝達経路＞

観測所 → 大田原市

４　気象予報等の情報収集

市は、インターネット等を活用し、気象予報、雨量、河川の水位等の情報収集に努める。また、市内８箇所に設置した河川監視カメラの映像からも水位を確認する。この映像は、市ホームページからアクセスできる映像配信サービス（YouTube）で確認ができる。

市及び県が管理する河川監視カメラの設置箇所については、別表１１のとおり。

（１）気象情報

気象警報・注意報　https://www.jma.go.jp/bosai/warning/

アメダス　https://www.jma.go.jp/bosai/amedas/

ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）　https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

キキクル（危険度分布・洪水）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#ekements:flood/

キキクル（危険度分布・浸水害）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#ekements:inund/

キキクル（危険度分布・土砂災害）　https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#ekements:land/

（２）とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

パソコン版ＵＲＬ　https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/

携帯電話版ＵＲＬ　https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/

（３）川の防災情報（国土交通省）

パソコン版ＵＲＬ　https://www.river.go.jp/

（４）河川監視カメラ（大田原市ホームページ）

パソコン版ＵＲＬ　https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2013082781499/

（５）川の水位情報　https://k.river.go.jp

第６章　水門、ダムの操作・通報

１　水門、堰の操作

水防上重要な水門、堰について、市長はあらかじめ大田原土木事務所長、水門の管理者とその操作基準、連絡方法について協議しておくものとする。

なお、水門・堰の位置、諸元は、別表１２のとおりである。水門の操作要領は次のとおりとする。

（１）水門にあらかじめ操作員を定めて置くものとする。

（２）操作員は異常気象時はもとより、平素から工作物の点検を心得、出水等の操作に支障ないようにしておくものとする。

（３）管理者は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに大田原土木事務所に通知するものとする。

（４）門扉の開閉等の具体的な操作要領は大田原土木事務所とあらかじめ協議しておくものとする。

２　ダム操作の通報

市は、ダム管理者からダムの操作等の通知を受けた場合は、必要に応じて、次の手段等により水防関係機関及び関係市民等にその情報を伝達する。

（１）市防災行政無線（同報系）

（２）よいちメール

（３）自治会、自主防災組織への連絡

＜ダム放流通報の伝達経路＞

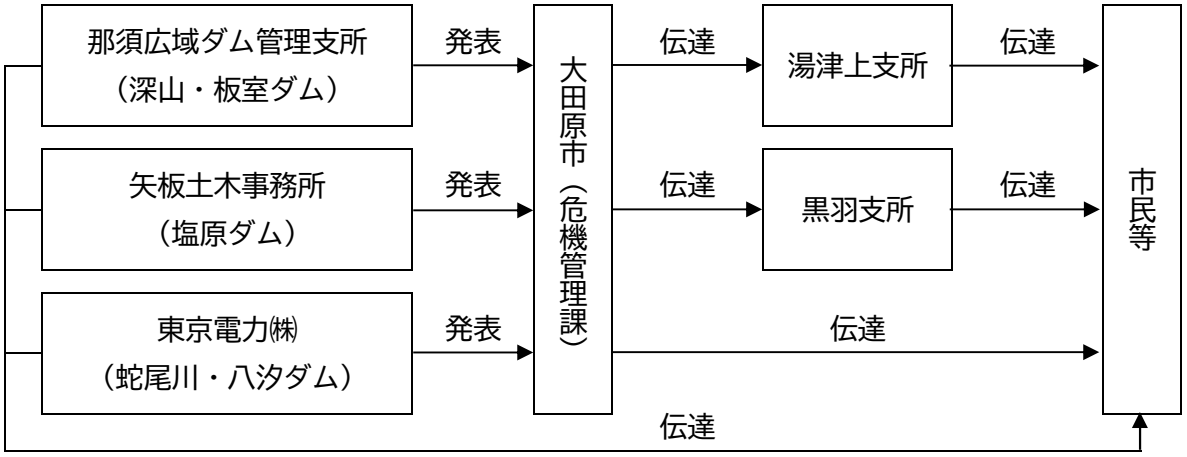

第７章　通信連絡

１　通信の優先使用

法第２７条第２項及び電気通信事業法（昭和５９（1984）年法律第８６号）の規定により、市長、消防長、消防団長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために災害時優先通信を利用することができる。また、必要があるときは、警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を利用することができる。

２　県との通信方法

洪水時等及び水防警報時の緊急通信には、栃木県防災行政ネットワークのほか、防災行政無線を併せて使用することとする。

３　市の通信手段等

市は、洪水時等及び水防警報時の緊急通信には、以下の手段を活用することとする。

（１）市防災行政無線
（２）サイレン（水防信号を含む）
（３）県防災行政ネットワーク
（４）消防車（消防団）・市広報車
（５）加入電話（災害時優先電話を含む）
（６）市メール配信サービス「よいちメール」
（７）緊急速報メール（ＮＴＴドコモ・ＫＤＤＩ・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）
（８）テレビ、ラジオ放送等（Ｌアラートを含む）
（９）市公式ホームページ
（10）市公式ＳＮＳ

４　通信の確保

（１）水防関係者は通信施設等の故障により、これを使用（利用）することが不可能な場合は、消防車及び市広報車等を使用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
（２）水防関係者は前項の連絡をするため、あらかじめ所要の機器、人員を準備しておくものとする。

５　通信連絡経路

通信連絡経路は別表１３のとおりである。

第８章　水防施設及び輸送

１　水防倉庫及び水防資器材

（１）水防倉庫現況

市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、別表１４のとおりである。

（２）水防資器材及び設備の整備

市は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去における水災の状況等を勘案して水防倉庫（又は代用置場）を設置し、市の実情に即応した水防器具及び資材を次の基準により準備し、洪水時等における充分な水防活動を期するものとする。

＜水防管理団体水防倉庫備蓄基準＞

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器具	掛　　矢	丁	5	資材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭　鉄　木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄　　線	kg	50
	な　　た	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	か　　ま	〃	5				

２　輸送の確保

（１）市は、水防資器材等の輸送のため、トラック等の配備に留意し、必要に応じ緊急輸送に当たるものとする。

（２）運搬車両の不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

３　水防資機材の借用及び収用

（１）資機材に不足が生じ、調達に時間を要するときは、大田原土木事務所に対し、資機材の供与を申請するものとする。

（２）水防活動により、資機材に不足が生じ、緊急を要するときは、現地において資機材を調達するものとする。

第９章　水防活動

１　出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市は、次の場合には、直ちに大田原土木事務所を経由し、県水防本部に報告するものとする。

（１）氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

（２）消防団が出動したとき

（３）水防作業を開始したとき

（４）堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

２　非常配備

（１）市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水等のおそれがあると認められるときからその危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

市の非常配備体制は、別表４のとおりとする。

（２）消防団の非常配備

市長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防本部を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき	消防団の幹部及び部長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	県水防本部長又は市長が解除の指令をしたとき	水防活動の終了

３　巡視及び警戒

（１）平常時

水防管理者たる市長、若しくは消防団長又は消防長（以下、「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該

河川、堤防の管理者（以下、「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記による連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を市長に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。この際、消防機関員が立会又は共同で行うことが望ましい。

（２）出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、別表６に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、大田原土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、連絡を受けた大田原土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ため池、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本章第９に定める処置により、通報及びその後の措置を講じなければならない。

①堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
②堤防の上端の亀裂又は沈下
③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

４　水防作業

（１）水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

（２）水防作業に従事する者は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防作業に従事する者が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

（３）市長は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

５　水防作業上の注意事項

（１）水防作業に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。

（２）水防作業に従事する者は出動前によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくして水防作業に従事し、一旦出動した場合は命令無しに部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

（３）作業中は始終敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

（４）命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防作業に従事する者を疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。

（５）洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。（水位が最大洪水位の４分の３に減少したときが最も危険。）

6　緊急通行

（１）緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関員または水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（２）損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。

7　警戒区域の指定

（１）水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

（２）消防機関員がいないとき、又は消防機関員の要求があったときは、警察官は、消防機関員の職権を行うことができるものとする。

8　避難のための立退き

（１）洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、水防信号又は広報網その他の方法によって、法第２９条の規定による立退きを、又は、その準備を指示することができる。

（２）市は、あらかじめ避難計画をたて、立退き経路及び避難場所を選定し、市民等に周知徹底しておくものとする。市内の主な避難場所は、別表１５のとおりである。

（３）市長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を大田原土木事務所長に速やかに報告し、併せて大田原警察署長に通知するものとする。

9　決壊・漏水等の通報及びその後の措置

（１）決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ため池、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長、消防団長、消防長又は水防協力団体の代表者は、法第２５条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には、市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、

出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

（２）決壊等後の措置

堤防、ため池、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市長、消防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

１０　水防配備の解除

（１）市の非常配備の解除

市長は、水防警報が解除されたとき、又は、河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、大田原土木事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

（２）消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、市長が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第１０章　水防信号、水防標識等

１　水防信号

法第２０条第１項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区　分		警鐘信号	サイレン
第１信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○　休止　　○　休止	5秒　15秒　5秒 吹鳴　休止
第２信号	消防機関員の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○　　○－○－○	5秒　6秒
第３信号	市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○-○-○-○　○-○-○-○	10秒　5秒
第４信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱　打	1分　5秒　1分
備　考		１．信号は適宜の時間継続する。 ２．必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 ３．地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 ４．危険が去ったときは、口頭伝達により周知する。	

２　水防標識

（１）法第１８条の規定により水防のため出動する車両の標識は、昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。

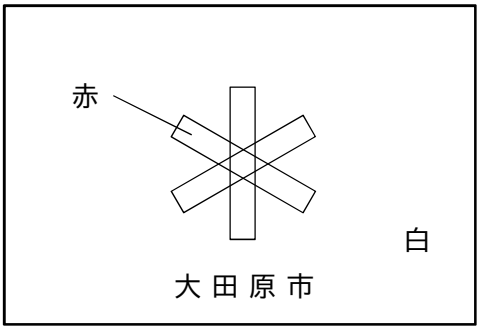

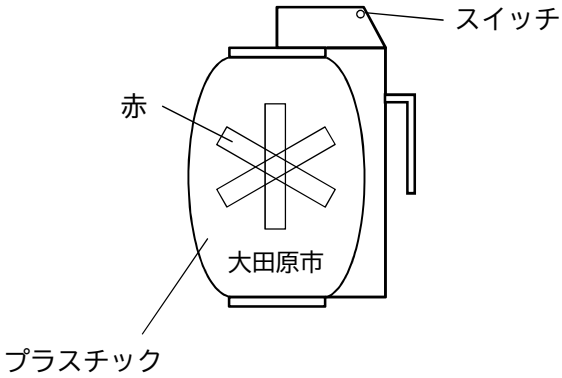

（２）水防のため出動する大田原市職員は次による腕章を着用する。

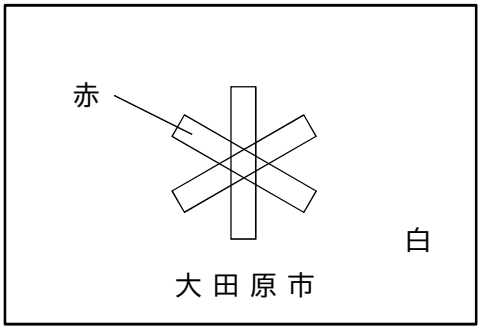

３　身分証票

法第４９条第２項の規定により、消防機関員が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

（表）

第　　号

年　　月　　日交付

身　分　証　票

職名

氏名

この者は水防法第４９条第２項の規定による職員であることを証する。

大田原市長　　印

（裏）

水防法　抜粋

第４９条　・・・

第１１章　協力及び応援

１　河川管理者の協力

（１）国における協力

河川管理者関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

①水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

②水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④重要水防箇所の水防管理者と水防機関による合同点検の実施

⑤水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

（２）県における協力

河川管理者栃木県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

①水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位情報・雨量情報、ＣＣＴＶの映像）の提供（情報の伝達方法については別表１６のとおり）

②重要水防箇所の水防管理団体と水防機関による合同点検の実施

③水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

④水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑤水防活動の情報共有

２　水防管理団体の相互協力及び応援協定

（１）市は、水防に関する消防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。

（２）消防機関の相互援助協力について、法第２３条第１項の規定に基づき市長が他の市町村の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援するほか、水防資材等についても、当該市町村において調達することの不可能な資材について、つとめて供用の便を計るものとする。

（３）前号の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
（４）応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。
（５）前項の協議が整わない場合には、知事がこれを調整する。

３　警察官の援助要求

市長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の援助を求めることができるものとする。

援助要求の方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

４　自衛隊の災害派遣要請

市長は、水害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第６８条の２に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当っては次の様式の文書をもって依頼するものとする。

（様式） 大危第　　号 年　　月　　日 栃木県知事　様 栃木県大田原市長 陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
１　災害の状況及び派遣を要請する理由	
２　派遣を希望する期間	
３　派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容	
４　その他参照事項	

ただし、緊急を要する場合は、先んじて電話等により依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知する。

災害派遣の要請先については、次のとおりである。

要請先	担当	電話番号	県防災ネットワーク
栃木県知事	危機管理課	028-623-2129	8-500-2129 又は 2136
陸上自衛隊東部方面 特科連隊第２大隊	第６中隊	028-653-1551 （内線235～238、297）	8-702-02 又は 05

５　国（河川事務所、宇都宮地方気象台）との連携

（１）水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、越水状況水防資機材状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

（２）ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省とのホットラインにより、また気象状況については宇都宮地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

６　市民等、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、市民等に水防活動への協力を求めるものとする。

７　知事ホットライン及び県幹部職員からの情報提供

（１）知事ホットライン

①目的

河川の氾濫発生、若しくは、氾濫のおそれがある場合には、次の伝達経路図により知事から市長へ直接連絡を行う（ホットライン）ものとする。

また、ホットラインにより市長へ情報を伝達した場合には、その情報を大田原土木事務所へ連絡を行う。なお、土木事務所は必要に応じて市への助言や情報交換等を行うものとする。

＜伝達経路図＞

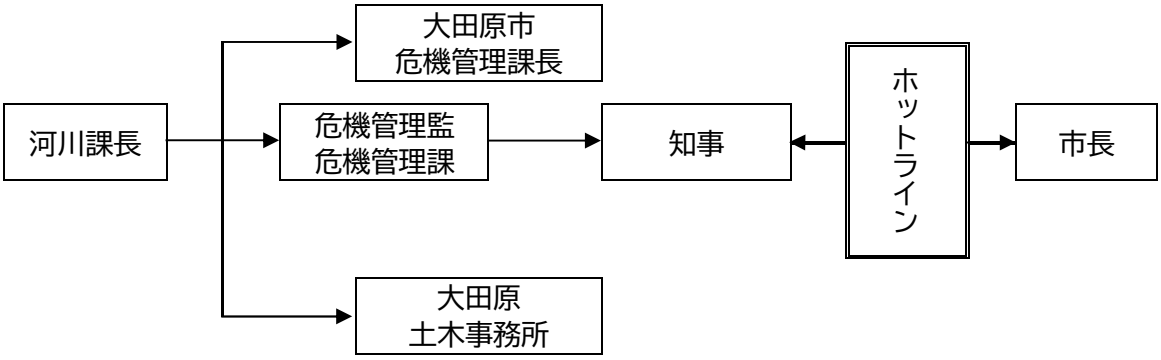

②運用を行う事象

洪水予報河川（第４章２のとおり、市内４河川）において、

（ア）氾濫危険情報（警戒レベル４相当）を発表した場合

（イ）氾濫発生情報（警戒レベル５相当）を発表した場合

（２）県幹部職員からの情報提供

①目的

河川の氾濫のおそれがある場合には、次の伝達経路図により県河川課長から市危機管理課長へ直接連絡を行うものとする。

また、市へ情報を伝達した場合には、その情報を大田原土木事務所へ連絡を行う。なお、土木事務所は市へ助言や情報交換等を行うものとする。

＜伝達経路図＞

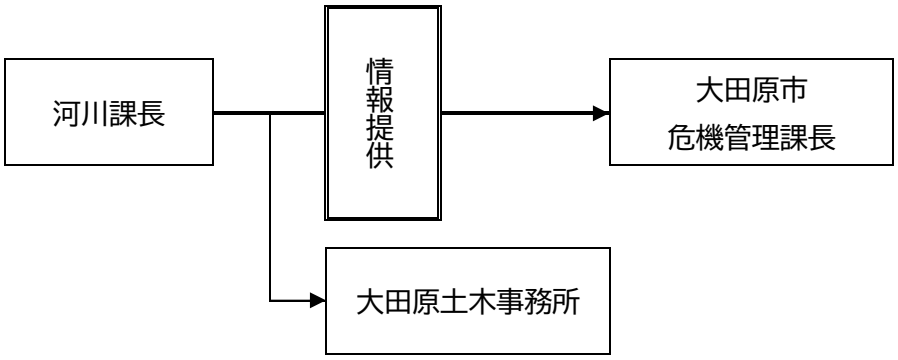

②運用を行う事象

洪水予報河川において、

（ア）氾濫警戒（警戒レベル３相当）を発表した場合

（イ）知事ホットラインの運用事象が発生し、知事ホットラインを行う前

第１２章　費用負担と公用負担

１　費用負担

（１）費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（法第４１条、同第２３条第３項及び第４項）

（２）利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。（法第４２条第２項）

２　公用負担

（１）市長、消防団長及び消防庁の権限

水防のため緊急の必要があるときは、市長、消防団長及び消防長は水防の現場において次の権限を行使することができる。（法第２８条）

①　必要土地の一時使用

②　土石、竹林その他の資材の使用若しくは収用

③　車両その他の運搬用機器の使用

④　排水用機器の使用

⑤　工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けたものは上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

（２）公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、市長、消防団長又は消防長の場合はその身分を示す証明書を、市長から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、市長から委任を受けた民間事業者等にあっては、市長の定めた水防活動委任証によって公用負担権限委任証に代えることとする。

第　　号

公 用 負 担 権 限 委 任 証

大田原市消防団　　氏名

上記の者に〇〇区域における水防法第２８条の権限行使を委任したることを証明する。

年　　月　　日

水防管理者

大田原市長　　氏名　印

（３）公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第　　号

公 用 負 担 命 令 書

住　　所

負担者氏名

物件数量　　負担内容（使用　　収用　　処分）　　期間概要

水防法第２８条の規定により右物件を収用（使用又は処分）する。

年　　月　　日

水防管理者

大田原市長　　氏名　印

（４）損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第１３章　水防報告

１　報告

市長は、洪水等により被害を生じた場合は、概ね次の方法により大田原土木事務所長を経由して知事に報告するものとする。

（１）概況報告

差し当たり水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資器材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

（２）中間報告

被害状況が逐次判明した場合は適時電話等をもって報告するとともに、別表１７の様式により書面をもって報告するものとする。但し、死者、重症者、集団被害（概ね５０戸以上）及び特異な被害状況については、一般報告に優先して概ね次の事項を報告するものとする。

①死者及び重症者については死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項

②集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要

（３）確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（大田原土木事務所経由）を行うものとする。

２　水防報告書

市長は、水防が終結したときは、次の様式により知事（大田原土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

＜水防活動実施報告（〇年〇月分）＞

大田原市		水防活動延人員	水防活動費（Ａ）	使用（消費）資材費			合計（Ａ＋Ｂ）	水防活動を実施した月日	備考
指定別非指定別	団体名			主要資材	その他資材品	小計（Ｂ）			

注　１．主要資材とは、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂である。

２．水防活動費とは、消防団員の出勤手当、食料費等である。

３．用紙はＡ４版横書とすること。

３　水防活動実施報告

市長は、次の通達に基づいて別表１８の報告様式を作成し、県河川課長あて報告するものとする。

建設省河治発第２２号
昭和６１年４月３０日

栃　木　県　土　木　部　長　殿

建設省河川局治水課長

水防活動実施の報告について

標記については、本年４月１日以降からは、下記により取扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれたい。

記

１．洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。
２．報告日及び調査対象期間は、次によるものとする。
（報告書）
①　６月１０日（１月１日～　５月末日、　（　１月～　５月））
②　８月１０日（　　～　７月末日、　（　６月～　７月））
③１０月１０日（　　～　９月末日、　（　８月～　９月））
④　１月１５日（　　～１２月末日、　（１０月～１２月））
ただし、当該期間において水防活動を行わない場合は、報告の必要はない。
３．その他
①　水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。
②　水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。
③　本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和３７年法律第１５０号）の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

第１４章　水防訓練

１　水防訓練

市は、法第３２条の２の規定により、毎年１回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

市は、水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を大田原土木事務所経由のうえ知事に報告するものとする。

（１）実施する場合

①月日時

②場所

③河川名

④主催

⑤実施予定工法

（２）実施した場合

①月日時

②場所

③河川名

④実施工法

⑤参加人員

⑥使用資材数量

⑦使用資材見積書

第１５章　洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

１　洪水対応

（１）洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知するものとする。

本市に係る洪水予報河川の浸水想定区域の指定、公表状況及び大田原市の洪水ハザードマップの公表状況は、下記のとおりである。

①常陸河川国道事務所ホームページ「浸水想定区域」

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/hitachi00569.html

②栃木県ホームページ「洪水浸水想定区域について」

URL　https://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteikuikizu.html

③大田原市ホームページ「大田原市防災ハザードマップ」

URL　https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2013082767837/

（２）洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

大田原市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、大田原市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ア）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（イ）要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

（ウ）大規模な工場その他の施設（（ア）又は（イ）に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

④その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（３）ハザードマップ

本市では、洪水浸水想定区域の指定、浸水リスク想定図の公表及びダム下流河川の浸水想定範囲

の情報提供に基づき「洪水ハザードマップ」を作成し、土砂災害による「土砂災害ハザードマップ」とあわせて「大田原市防災ハザードマップ」を作成し、印刷物の配布と市ホームページでの情報提供を行う。

（４）予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、街中の看板・電柱等への掲示等により市民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、市民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

（５）地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第１５条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

（６）要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第１５条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする、

市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（７）大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第１５条第１項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第１６章　水防協力団体

１　水防協力団体

（１）水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、市は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、県及び市は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

（２）水防協力団体の業務

①水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

②水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

③水防に関する情報又は資料の収集、提供

④水防に関する調査研究

⑤水防に関する知識の普及、啓発

⑥前各号に附帯する業務

（３）水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

（４）水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように活動実施要領の内容を水防計画に規定する。

本市が指定した水防協力団体については、次のとおりである。

指定 水防管理者	指定日	水防協力団体	所在地	業務内容
大田原市	平成 23(2011)年 8 月 8 日	一般社団法人 栃木県建設業協会	宇都宮市 簗瀬町 1958-1	１．消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。 ２．水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。